大館市政だより
第三十一号
毎月1回発行
発行所 秋田県大館市 大館市役所
編集兼発行人 飯坂勇蔵

正副議長 満場一致選任 常任委員も決定

大館市初議会は、五月十三日全議員出席して開かれ、議長に渡部綱次議員、副議長に佐藤栄治議員を満場一致にて選任した。（正副議長の挨拶は別稿）また十六日には常任委員を決め本格的な議会活動を始めている常任委員は次の通り（〇印は委員長）

▼総財委員会＝十一名〇八神錦三、佐藤民二郎、木村忠助、石川芳男、林正丁、越山源吉、村井直一郎、畠島米太郎、渡辺清三郎、菅原勇治、佐藤孫太郎

▼教育民生委員会＝八名〇小坂元治、菊地忠吉、築館米三郎、石田泰蔵、石川芳男、上村清左衛門、釜谷義雄、奈良勲

▼農林委員会＝九名〇畠山耕美、畠島米太郎、虻川耕一、佐藤孫太郎、渡辺清三郎、越山米太郎、木村忠助、桜庭重蔵

▼経済委員会＝七名〇太田部武蔵、築館米三郎、桜庭小右エ門、越前孫吉、島崎泰光、高松寿治郎、小畑勇吉

▼土木委員会＝十名〇畠山俊夫、高松寿治郎、小畑勇吉、近藤久司、菅原一雄、菊地忠吉、越山米太郎、佐々木正治、桜庭重蔵

▼水道委員会＝七名〇石田徳太郎、菅原一雄、武茂信雄、石田徳蔵、島崎泰光、釜谷義雄、虻川耕一

▼[illegible]委員会＝九名〇石戸鶴吉、近藤久司、奈良勲、菅原勇治、佐藤民二郎、武茂信雄、林正行、佐々木正治、村井信一郎

×　×

今まで水道関係は特別委員会であったが、常任委員会にして、市水道事業に尽力する。

市政に二つの主眼点

議長　渡部綱次

〇…火災復興と合併条件の忠実な履行―これが今後の市政の主眼目です。三十人から三十六人と議員の数も増えました。市民の輿望をになった議員が衆知をあつめて議会を運営して行くわけです。

〇…議長に選任されましたが、市民皆さまの御鞭撻を得て始めて職責を果せるものといえましょう。温厚な佐藤栄治議員が副議長になられて私としては心強い限りです。

〇…大館が市として過ごした四年は、人口五万の新しい市になるための基礎を固める胎動期でした。合併により本格的な都市として発展するよう、大いに働きたい覚悟を持っています。

合理的な合併の効果を

副議長　佐藤栄治

合併により新人の議員や年令的に若い人が大分登場してきました。そのためか、議会には清新の気運にみちています。副議長という重責をにないましたが、市民みなさまの御支援により、ガラス張りの、市民のための議会として十分努力して行きたいと思います。私は合併地区から選出されましたが、合併問題は単なる経費の節約という消極的なものでないと思う。合併の必然性があるから合併が支障なく行われたのであり、今後は合理的に合併の効果を上げなければなりません。私はこの点十分努力する覚悟です。もう一つ、赤字の原因を科学的に糾明して、合理的に解消すること。これらの問題ととりくんで、[illegible]に寄与したい考えです。

新議員の御紹介

四月三十日の選挙の結果、新大館の市会議員に当選、今後四年間議会を通じて市政に寄与する三十六名の選良を、この「市政だより」を通じてみなさんに御紹介致します。

▼最前列向って右から―木村(忠)、上村、太田部、菊地、渡部(綱)、市長、佐藤(栄)、近藤、菅原(勇)、石田(徳)、菅原(一)、桜庭(小)

▼中央向って右から―石田(徳)、佐藤(孫)、石戸、釜谷、佐藤(民)、八神、石川、小畑、越山、畠山(耕)、高松、畠島、虻川

▼後列向って右から―林、佐々木(正)、桜庭(重)、島崎、築館、武茂、奈良、畠山(俊)、渡辺(清)、越前、小坂、村井の各議員

【この写真は五月十三日の初議会で写す】

今年の固定資産税は？
評価から賦課まで

合併によって固定資産税の税率が一割下げられました。土地も家屋も[illegible]更に、家屋は年々消耗するでしょうし価額も低落されていくはずであり、税金は当然下らなければなりません。そこで今年の固定資産税がかなり上つていることに不審を抱かれている方もあることと思います。項を分けて御説明しましょう。

評価の経過

昭和二十六年度に始めて行われた評価は、準備が不十分であったこと、時間的に十分の余裕がなかったこと、事務的に不慣れであったこと等々のため、多くの労費を要しながら満足すべきものとなりませんでした。その後自治庁では、評価基準の作成に大いに改善努力し、昨年大巾な改正を加え、昭和二十九年十月、三十年度から適用される評価基準の決定版とも称されるものが示されました。

二、適正な時価

固定資産の課税標準は固定資産の価格であり、価格とは「適正な時価」です。評価が適正であれば自ら均衡も保たれるので適正な評価が一番大切です。しかし実際問題として、すべての資産について幾何が適正な時価であるかと云うことは直接的に把握することは至難なことです。

三、平均価格

各市町村の評価に何か指標を与えなければならないとして、二十七年度から平均価格が示されました。評価上の重要な要素であります。平均価格は、都道府県からの甚大且つ精細な資料に基き、自治庁が算定して府県に示し、府県ではこれを[illegible]県内の均衡を失なわないようそれぞれの市町村に指示します。

区分	田	宅地	家屋
長木	22,661円 (29%)	166円 (23%)	2,182円 (15%)
下川沿	25,793 (27%)	182 (23%)	2,386 (15%)
上川沿	27,552 (23%)	181 (23%)	2,349 (9%)
二井田	26,580 (25%)	167 (23%)	2,207 (10%)
真中	25,853 (27%)	136 (23%)	2,446 (11%)
十二所	24,610 (28%)	185 (24%)	2,419 (8%)
大館	27,881 (23%)	864 (23%)	5,336 (23%)

（註）括弧内は上昇割合

三十年度の平均価格及び前年度に対する上昇割合を見ますと右の表のようになっています。価格は勿論、上昇率についても見てかなり検討を要する点問題がある実情です。今後は精通者の意見を聞くとともに、明年度の平均価格の指示に先だって、是非とも是正について要望したいと考えています。

四、今年の固定資産税は？…

今年の固定資産税は合併に伴う評価額及び負担の均衡を図ろうと十分留意しました。

1 評価額の均衡

土地については兎も角、合併町村の家屋について抽出評価して見ると、旧大館地区がかなり低いような嫌も見受けられました。町村に比して低いとは断定できませんが、明年度の評価額は全面的に再検討しなければならないと、家屋は、昭和三十一年度（土地については三十二年度以降）の評価額を三年間据置きすると云う自治庁の方針を体し、当市としても今年七月以降全地域の家屋を評価する計画をたてゝいます。

2、税負担の均衡

前述のように、新しい平均価格を中心として評価される関係上、評価額も相当上昇するでしょう。この上昇した割合に応じて税率も引下げようではないかと云う意見もあつて大いに検討し、論議しました。一部問題となつたことは、一部を除く合併村の税負担が著しく過重となることが判明したのです。というのは、かりに納税者の税負担を前年同様にしようとするには基礎として今年指示された平均価格を今年の調定見込額を算定し、これと前年度の調定額に対する増加分を求め、これに相当する割合が即ち税率を引下げるべき割合であり、このようにすることによって税負担の増はないわけです。もし[illegible]その割合が二割であると仮定すると、旧大館は一、八割が一、六割となり、[illegible]は一、四割となって、ともに[illegible]影響がないのですが、その他の[illegible]

[illegible]

連絡会長に伊藤教育長

[illegible]

駅前街路計画本格化す

大館市駅前附近火災地の区画整理は、着々と準備がすゝめられていますが、約災地五万三千坪のうち、小坂鉄道用地を除く三万五千坪を第一次事業として、近く本格的な工事に着手します（[illegible]）

去る二十五日市長、土木課長が上京して国鉄本庁停車場課長や建設省と協議の結果、二三米道路を約十米程度駅前広場にくいこませ、駅前停車場線（一八米）と二三米路線を結ぶ十一米路線は六米位に変更することにしました。区画整理事業費は約五千万円。

大館駅前火災復興土地区画整理事業
新街路計画図

二度とくりかえすまい火事

復興に市の總力を結集

驛前に理想的な都市計画

五月三日午後一時すぎ、一丁目工藤金作さん方から出火、東北東十三米の風にあふられて駅前一帯を焼失、同三時頃鎮火しました。その後市の被災者に対する援助措置は。○……火災発生と同時に、火災復興対策本部を設置して被害状況調査、救助、復興の基本対策を樹立。○……罹災者のうち、避難先のない方を、有浦小学校、第三中学に仮收容し、のち旧補導所を修理して住宅を提供。○……災害救助法による救援物資や一般からの救援物資を数回にわたり配分。○……公営住宅（第二種）は六十六戸（本年度は三十三戸）を確保し、一般罹災住宅の復旧については各関係官公庁に陳情、また木材は営林局の特売をうける予定。○……焼失地域は準防火地域に指定することを検討している。○……国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫等関係機関に特別融資を懇請すると共に、これらの融資に対しては市の損失補償契約を結ぶ事も検討中

損害実に十億余

区画整理を實施中

▼被害面積―五三三二五坪▼被災人員―一二二六人▼被災世帯―二六四、▼被害住家―全焼二九四戸（五四八坪）半焼二九戸（一四三坪）▼被害非住家―全焼一七六戸（四一三二坪）半焼九戸（五一坪）▼死傷者―死者一、重傷七、軽傷一九、計二七名▼損害見程額―建物二億六千六百二万四千円、設備什器その他七億八千二百三十三万三千円、計十億四千八百三十五万七千円▼火災保険総額八千八百万円

×　×

火災と同時に全職員を招集して〃火災復興対策本部〃を設置、被害状況の調査に乗り出して午後五時第一回の被害状況を発表。午後七時火災復興対策本部会議を開催し、救功や復興の基本対策を協議しました。午後九時には市議会全員協議会を開会、臨時火災復興対策委員会を設置して緊急事項の処理方針を決定、市当局と議会は協力一致して火災復興に邁進する体刺を整えました。被災者に対する炊出しは市職員と婦人会で行い、午後八時に配分を終えました。また避難先のない方を有浦小学校と三中に收用、その後旧補導所を修理して住宅に使つて頂いています。今回の大火には災害救助法が適用され、その第一回救援物資が四日午前零時に到着、同日配分し、七日には第二回目の物資が届けられ即日配分を完了しました。

×　×

四日、県市合同の復興対策協議会を開催、知事も出席して救助と復興に万全を期すことにしました。また同日は、建設省から建築防災課長及び調都市建設局扶官らが来市、焼失地域の都市計画基本線を樹立し街路計画を作成、二十日に臨時議会をひらいて駅前一帯を区画整理することに決めました。（街路網は一面凸版参照）

▼都市計画　焼失区域に若干の隣接地を加え面積五萬三千坪の地区を二区に分けて土地区画整理事業を行います。

▼建築基準法関係　都市計画による土地区画整理の換地指定までは本建築を禁止します。

全県陸上競技大会

6月4,5日十二所グラウンドで

六月四、五の両日市十二所公認グラウンドで秋田県陸上競技大会兼東北大会秋田県予選が行われます。市では大会に全面的に協力し教育委員会内に大会事務局をおいて万全を期すことにしました。

▼事務局長＝石川助役　同次長＝小坂助役、伊藤教育長▼総務部長＝野口十二所公民館長▼経理部長＝木村栄蔵主事▼施設部長＝月居十二所支所長代理▼競技部長＝米沢次男（県陸協理事）▼交通部長＝谷地田一雄（市連合青年会長）▼医務部長＝佐藤茂夫▼報道部長＝高橋与一

競技種目等は次のようになつています。

◇競技種目＝①一般男子（十九種）百米、二百米、四百米、八百米、千五百米、五千米、二十粁、百十米ハードル、四百米ハードル、四百米リレー、千六百米リレー、走巾跳、走高跳、三段跳、棒高跳、砲丸投、槍投、円盤投、ハンマー投

②一般女子（九種目）百米、二百米、八十米ハードル、四百米リレー、走巾跳、走高跳、砲丸投、円盤投、槍投

◇競技[illegible]般男女とも郡市対抗。得点は一位六点以下大位一点。男女前に優勝郡市を総合得点で決定し、優勝杯を授与。個人には三位まで賞状。市内からの出場者は次の通り

◎男子

◇二百米＝富樫勝重、◇四百米＝富樫勝重、畠山義勝◇八百米＝藤本清三郎◇千五百米＝藤本清三郎◇五千米＝菊地幸蔵、胞丸投＝殿村碩太郎、畠山久◇円盤投＝畠山久、花岡満◇槍投＝殿村碩太郎◇ハンマー投＝藤垣清美

◎女子

◇百米＝畠山愛子、清水レイ◇二百米＝上村孝子◇走巾跳＝菅原ノリ子、小畑良子◇走高跳＝菅原ノリ子◇円盤投＝名村幸子◇槍投＝名村幸子

『火災復興の夕』開催

四日桂城小講堂で

来る四日午後六時半から桂城小学校講堂で、公民館主催の〃火災復興の夕〃が催されます。これには文化団体も全面的に協力して出演することになつており、当日は佐藤市長が市の復興計画について説明しますから是非お出で下さい。

〃火災復興の夕〃は、バレー、合唱、楽団演奏、シュプレヒコール等の外「芸能ビックリ箱」と題する楽しいプログラムが組まれています。入場無料。

採草地の火入に許可制

森林火災防止のため、採草地へ火入れを行う場合は、必ず五日前に市役所農林課又は支所へ「火入れ許可申請書」を提出し、係員の指示に従つて施行するよう注意して下さい。

毎年全国的に国土緑化運動が展開され、植樹が行われています。この反面山林火災が後を絶ちません。全国的な統計から見ますと毎年二千件被害は四万町歩、四百万石に達しています。

当市でも本年既に四件の発生を見ていますが、原因は採草地火入れの延焼によるものが最も多く、今後の多発が予想されるので、これ等の山火事防止のため関係各位の注意と協力をお願いします。

保健課で記念品

保険課では、健康家庭五百へ風呂敷、保険税完納の二千三百世帯に手拭と、それぞれ記念品をおくることにしました。記念品は保険税令書と共に十日頃お届けする予定。

山菜とりの注意

長木沢国有林内より山菜を採取するには入林証の交付を受けなければなりません。この入林証は一枚一〇〇円で市役所若しくは各支所において交付してるから印鑑持参の上お出下さい。入林者は火気に留し、林木に損傷を与えない様呉々も注意願います。

六月の天気

月初めから曇り勝ちの天候で、順調な梅雨となりましよう。月なかば頃には一時天気が回復しますが晴れ間は永続きしない見込み。気温は一時低温となる時期がありますが、その程度は弱く平均すれば平年並か、やゝ[illegible]くなると思われます。降水量は全体としてやゝ少いが平年並み。

事前売渡申込制を

供出割当は廢止

◎制度のあらまし

今年産米から実施される予約売渡し制度は、まだ細かな点は判つていないが、現在まで明らかになつている事などを述べてみましよう。この事前売渡申込制である「昭和三十年産米の予約売渡し制度」とは、今まで行われてきた、「供出割当制度」に代つて、生産農家の自主的な、売渡し申込みを集荷指定業者が、登録されている農家から一定の期日迄に取まとめて、その申込数量を政府に契約し、秋の收穫後各農家から集荷し、政府に売渡しする制度であります。

一、売渡申込の方法

各町村の「集荷指定業者」である農協などは、一定期日（六月中）までに、各関係農家より「売渡委託申込書」によつて、売る米の数量を申込せることになると思います。

二、米価

ところで今の米価はどの位になるか決つていませんが、国の方では各農家から申込みを受けさす前に決定するよう急いでいますが、新聞やラジオで伝えられるように、昨年（二十九年）の農家平均手取価格と大差ない程度で、近く発表なると思います。

三、代金の概算払い

国では出来るだけ多くの米[illegible]申込ませるため、各農家[illegible]売渡し申込みのあつた数量について、米代金の一部を無利子で前渡しすることになつています。この金は努めて農業手形の返済や、その他の営農資金の借入分を返済したり、共済の保険金の支払に使うよう、関係者が指導することになつています。

四、補正について

各農家が予約申込みをした数量についてはその全量を間違いなく売渡しする件当然の責任を持たねばならないが、災害等のため作柄に変化があつた時は、今までの事前割当の時のように実情によつて認められることになります。ですから予約申込みする時は、あくまでも平年作をもとゝして、いまゝでの供出実績（超過供出その他を全部含んだ）を、申込み数量としなければなりません。

五、時期別価格

今までの超過供出奨励金だとか、早場米奨励金などをなくして、米価を一本建にしたものゝ、端境期の米の操作上、本年産米を早期に集荷せねばならないため時期別価格を設けることになつています。大体九月、十月に売渡されるものについては、九月価格、十月価格というふうに、値段に差がつくことになります。

六、減税について

予約申込みして売渡した分については、一定数量までは税金がとられません。その他予約完遂報奨金などを、申込み数量を一定期限（大体翌年の三月末日）までに売渡し完了した時、予約申込みした数量だけに出すような事も伝えられているけれども、今のところ決定していないようです。

▼各市町村農協では＝近くこの制度についての、全農家の協力を求めるため、各部落毎に座談会を開く予定になつております。現在の経済事情では、農家といつても、農家の経済代表である農協にとつても、米の統制が必要なようですしかし、万一この予約申込み制度によつて、当初予定した[illegible]が集らないとすれば統制[illegible]つぱいにならないとも限りません。そうなつては大変と、大館市、北秋田郡内の農業団体では、先頃「大館市、北秋田米穀予約売渡対策協議会」を結成し、事務所を鷹巣町中央会支所に置き、自主的に受入体制を整えて居ります。顔振れは次のとおり。

▽委員長金逸郎（農協組合長会長）▽副委員長畠山耕英（農委会会長会副会長）▽寺田富二（中央会支所▽長）委員工員佐藤民治（信連支所長）▽委員工藤米吉（経済連支所長）参与五十嵐眸（食糧事務所大館支所長）同高石善助（地方事務所経済課長）同渡辺正明（大館市農林課長）

市民そろって歯をきれいに、

口腔衛生週間　4日～10日

歯は私達の健康の窓です。
朝夕歯をみがき
悪い歯は
今のうちに直しましよう。

過間の行事

○四日＝「むし歯豫防の日」
○五日＝「歯の検査を受ける日」
○六日＝「歯そうのうろう豫防の日」
○七日＝「悪い歯ならびの豫防の日」
○八日＝「母と子の歯を愛する日」
○九日＝「そろつて歯をきれいにする日」
○十日＝「歯の働きに感謝する日」

秋田県・県教委共催
歯科医師会・労仂基準局